

「接続機器レンタル個別規定」新旧対照表

<p>改定前 (2015年2月4日付)</p>	<p>改定後 (2020年10月1日付)</p>
<p>第9条 (任意の買取)</p> <p>1. レンタル会員は、各接続機器を任意に買取ることができるものとします。この場合、レンタル会員は、新品の各接続機器（以下「新規各接続機器」といいます。）のみ買取ることができ、レンタルしている各接続機器は第10条第1項の定めに従い当社に返還するものとします。新規各接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める「買取価格一覧表」に従うものとします。ただし、「買取価格一覧表」に記載のない各接続機器は買取ることができないものとします。なお、レンタル会員が本規定に基づき複数の各接続機器をレンタルしている場合、当社はレンタル会員によるいずれか一つのみの新規買取りをお断りする場合があります。また、当社がレンタル会員に提供しているブロードバンド・サービスによっては、新規各接続機器の買取ができない場合があります。</p> <p>2. 前項の買取の申し込みは、レンタル会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。この場合、各接続機器のレンタル契約は、買取申込日の属する月の末日をもって終了するものとし、同日をもってレンタル会員と当社との間に新規各接続機器の売買契約が成立するものとします。但し、買取代金の支払期日までに買取代金の支払がない場合、当社は、催告のうえ、相当期間経過後に当該売買契約を解除することができるものとします。</p>	<p>第9条 (任意の買取)</p> <p>削除</p>
<p>第10条 (レンタル契約終了等に伴う返還)</p> <p>1. 本規定に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合、「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に基づく利用休止期間が12ヵ月を超えた場合、または第9条の定めに従い新規各接続機器の買取りを行った場合、レンタル会員は、各接続機器を当社に返還するものとします。なお、各接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用はレンタル会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間</p>	<p>第10条 (レンタル契約終了等に伴う返還)</p> <p>1. 本規定に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合または「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に基づく利用休止期間が12ヵ月を超えた場合、レンタル会員は、各接続機器を当社に返還するものとします。なお、各接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用はレンタル会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の</p>

<p>に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の修理交換料金等はレンタル会員の負担とします。</p>	<p>修理交換料金等はレンタル会員の負担とします。</p>
<p>第13条の2（情報の利用について） 当社は、地デジチューナーにて取得した情報をサービスお申し込み時に取得した契約者情報と関連付けて取り扱う場合がございます。これらの情報について、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシー（http://www.softbank.jp/corp/group/sbb/privacy/）に従い、取り扱います。また、取得した情報について個人を特定しない形で第三者に提供する場合があります。</p>	<p>第13条の2（情報の利用について） 当社は、地デジチューナーにて取得した情報をサービスお申し込み時に取得した契約者情報と関連付けて取り扱う場合がございます。これらの情報について、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシー（https://www.softbank.jp/corp/privacy/）に従い、取り扱います。また、取得した情報について個人を特定しない形で第三者に提供する場合があります。</p>